

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成30年 3月

水 俣 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	指標設定の前提	
2	指標 [家族経営] [法人経営]	
	(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標	
2	その他の農用地の利用関係の改善に関する事項	
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	
3	農用地利用改善事業の実施の促進に関する事項	
4	委託を受けて行なう農作業の実施の促進に関する事項	
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	24
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	
第6	その他	26
附則		
別紙1	(第4の1の(1)⑥関係)	27
別紙2	(第4の1の(2)関係)	28
I	農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用する ための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限 る。)の設定又は移転を受ける場合	
II	混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な 土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権 又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合	
III	農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とす る権利の設定を受ける場合	
IV	所有権の移転を受ける場合	